

平成18年度税制改正対応版

Q&A

役員給与の税務



税理士法人 優 和

〒108-0014 東京都港区芝4丁目4番5号三田KMビル2階

TEL. 03-3455-6666 FAX. 03-3455-7777

E-mail : tokyo@yu-wa.jp

URL <http://www.watanabe-cpa.com/>

はじめに

平成18年5月1日施行の会社法では、役員賞与は、役員報酬と同じく職務執行の対価と位置づけられています。これを受けて、企業会計基準委員会は「役員賞与に関する会計基準」を公表。それによると、すべての会社において、役員賞与は従来の利益処分方式ではなく、報酬と同様に「費用」として会計処理することとされています。

税制では、それらの流れを踏まえて、平成18年度の税制改正において、役員報酬等に関する規定が大きく変わりました。従来、“月給等の定期的給与である役員報酬は原則損金算入、それ以外の臨時的給与である役員賞与は損金不算入”と定められていました。しかし改正によって、役員報酬も賞与も「役員給与」としてひとくくりにし、役員給与のうちで「定期同額給与」「事前確定届出給与」および「利益連動給与」に該当する給与が損金に算入されることとされました。さらに、一定の同族会社については、オーナー役員等の給与の損金算入を制限する規定も設けられています。

本冊子は、役員給与の税務に関する改正の概要をはじめ、定期同額給与等の内容、損金算入の要件などについて簡潔にまとめています。貴社のお役に立てれば幸いです。

目次

I

役員 の 範 囲

Q 1: 法人税法上の役員とは 1

II

役員給与の税務

Q 2: 平成18年度税制改正における役員給与関係の改正の概要は 2

Q 3: 損金算入が認められる「定期同額給与」とは 5

Q 4: 損金算入が認められる「事前確定届出給与」とは 6

Q 5: 事前届出の期限は 7

Q 6: 事前届出の書類への記載事項は 8

Q 7: 非常勤役員への定期同額ではない給与支給は 8

Q 8: 損金算入が認められる「利益連動給与」とは 9

Q 9: 損金不算入となる過大な役員給与の判定基準は 10

Q10: 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限とは 12

Q11: 特殊支配同族会社でも損金算入を制限されない場合とは 14

I

役員 の 範 囲

(法人税法上の役員とは)

Q

1 法人税法では、役員 の 範 囲 は どう 定 め ら れ て い る の で し ょ う か ?

A

1 法人税法における役員 の 範 囲 は、下 記 の 表 の と お り で す。

▶ 法人税法上の役員 の 範 囲

法 人 税 法 上 の 役 員



法定(形式上)の役員	取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事および清算人
法人税法固有の役員 (みなし役員)	① [すべての法人に適用] 法人の使用人以外の者(相談役、顧問など)で、実質的に法人の経営に従事している者 ② [同族会社のみ適用] 同族会社の使用人で、その同族会社の中心的な株主グループの一員であるなどの要件を満たし、実質的に法人の経営に従事している者

「法定(形式上)の役員」とは、法人の設立や運営等に関する根拠法令(株式会社の場合は「会社法」)の規定などによって役員とされる者をいいます。

例えば、会社法で役員と規定されている「取締役、会計参与、監査役」は、税法上も当然に役員とされます。

ただ、税法上の役員 の 範 囲 は さらに 広 く、法定(形式上)の役員ではないが、実質的に法人の経営に従事しているなどの要件を満たす者は、税法上役員として扱われます。これを「みなし役員」といいます。



II 役員給与の税務

(平成18年度税制改正における役員給与関係の改正の概要は)

Q 2 平成18年度の税制改正で、役員報酬や賞与などに関して、大きく改正されたそうですが、どのように変わったのですか？

A 2 従来の「役員報酬・退職給与は原則損金算入、役員賞与は損金不算入」という規定の仕方から、報酬も賞与もひとくくりにした「役員給与」のうちで損金算入となるものを明示するという規定の仕方になりました。

従来は、法人税法では、役員報酬、役員賞与そして役員退職給与に分けて、次のように規定されていました。

従来の取扱い



(注) 平成18年3月31日以前に開始する事業年度までは、この取扱いとなります。



平成18年度の税制改正によって
3~4頁のように変わりました！



平成18年4月1日以後開始する事業年度からの取扱い

役員給与

〈役員報酬、役員賞与など、法人が役員に対して支給する給与〉

※法人が役員に与える経済的利益（債務免除、無利息貸付け等）を含む
 ※役員退職給与を除く
 ※一定の新株予約権によるものを除く
 ※使用人兼務役員に支給する給与のうち、使用人としての職務に対するものを除く



役員給与のうち、以下の①~③に該当する給与が損金に算入されます



損金算入が認められる役員給与	① 定期同額給与 [Q3参照]
	② 事前確定届出給与 [Q4~7参照]
	③ 利益連動給与 [Q8参照]

【要件】・支給時期が1か月以下の一定の期間ごとであること
 ・その支給時期における支給額が事業年度を通じて原則同額であること

【要件】・支給時期、支給額があらかじめ定められており、その内容に関する届出書を所轄税務署長に提出していること

【要件】・同族会社には認められない（損金算入できない）
 ・業務執行役員（取締役会設置会社の業務執行取締役、委員会設置会社の執行役員等）のすべてに支給すること
 ・算定方法が有価証券報告書に記載される利益に関する指標を基礎とした客観的なものであること
 ・支給限度額が定められていること
 ・すべての業務執行役員について算定方法が同じであること 等



ただし、不相当に高額な部分は損金不算入 [Q9参照]



☆役員退職給与はどうなる？

→ 不相当に高額な部分を除き、損金に算入されます [Q9参照]

☆ 使用人兼務役員に支給する給与のうち、使用人としての職務に対するものはどうなる？

→ イ. 使用人としての職務に対する賞与で、他の使用人への賞与の支給時期と異なる時期に支給したものは損金に算入されません

ロ. 上記イの賞与以外の使用人分給与については、不相当に高額な部分を除いて損金に算入されます

[Q9参照]

【さらに】



「特殊支配同族会社」における役員給与の損金算入を制限する規定が設けられました

[Q10~11参照]

【対象】

内国法人である「特殊支配同族会社」（以下の2要件を満たす同族会社）

- i) 業務主宰役員（業務を取り仕切っている中心的役員）とその同族関係者（親族、内縁関係者等）がその同族会社の発行済株式総数等の90%以上を保有
- ii) 業務主宰役員とその同族関係者（その同族会社の役員で常に職務に従事する者）の総数が、常に職務に従事する役員総数の2分の1超

【損金不算入とされる金額】

業務主宰役員に支給する給与（経済的利益の供与を含み、退職給与等を除く）のうち、給与所得控除額に相当する金額

【適用されない（損金算入が制限されない）場合】

その特殊支配同族会社の基準所得金額が800万円以下である場合等



(損金算入が認められる「定期同額給与」とは)

Q 3 中間決算を迎え、上半期（6か月）の業績が予算をかなり上回ったので、下半期の役員報酬（月々の支給分）を一律に引き上げたいと思いますが、この場合も定期同額給与と認められますか？

A 3 ご質問のケースは、「定期同額給与」に該当しません。

「定期同額給与」とは、次の2つの要件を満たす給与をいいます。

- ①【定期要件】支給時期が1か月以下の一定の期間ごとであること
- ②【同額要件】その支給時期における支給額が事業年度を通じて原則同額であること



〔該当例〕3月決算法人で、当期の4月から翌年3月までの毎月末に、社長に50万円の定額報酬を支給

したがって、次のようなケースは定期同額給与には該当しません。

- ・支給額は事業年度を通じて同額だが、支給時期が四半期ごとである
→「定期要件」を満たしていない
- ・毎月一定日に支給しているが、支給額が月によって異なる
→「同額要件」を満たしていない

ただし、以下の給与は定期同額給与として扱われます。

▶ 定期同額給与とみなされる給与

i) 期首から3か月以内に増額改定された定期給与

《要件》

- イ 改定が期首から3か月以内であること
→ [例] 3月決算法人なら6月末までに改定
- ロ 改定前の各支給時期（その事業年度内に限る）における支給額が同額であり、かつ、改定以後の各支給時期（その事業年度内に限る）における支給額が同額であること
→ [例] 3月決算法人が5月の株主総会で、社長への月々の報酬を50万円から60万円に改定し、6月分から増額する場合、改定前の4月および5月分の報酬は50万円同額であり、6月から翌年3月分までは毎月60万円同額であること

ご質問のケースでは、すでに期首から半年が経過しており、上記イの要件をクリアできませんから、定期同額給与とは認められません。

ii) 経営状況の著しい悪化等の理由により期中に減額改定された定期給与

《要件》

- イ 減額改定であること
→ 改定時期に関する要件はありません（期首から3か月以内でなくてもよい）

ロ 改定前の各支給時期（その事業年度内に限る）における支給額が同額であり、かつ、改定後の各支給時期（その事業年度内に限る）における支給額が同額であること

iii) 法人から役員に継続的に与えられる経済的利益（住宅家賃の負担、金銭の無利息貸付けなど）のうち、その利益の額が毎月おおむね一定であるもの

（損金算入が認められる「事前確定届出給与」とは）

Q 4 月々の定額報酬以外に、ボーナス時期等に役員に支給する賞与が損金として認められるようになったと聞いたのですが、それについて教えてください。

A 4 「定期同額給与」および「利益連動給与」（Q8参照）以外に役員に支給する給与（退職給与等を除く）で、支給時期、支給額があらかじめ定められており、その内容に関する届出書を所轄税務署長に提出しているものについては、原則として損金算入が認められます（平成18年4月1日以後開始の事業年度から）。

例えば、年俸1,500万円とされている役員に対して、月々100万円、6月と12月に各150万円を別途支給する場合（支給合計1,500万円）



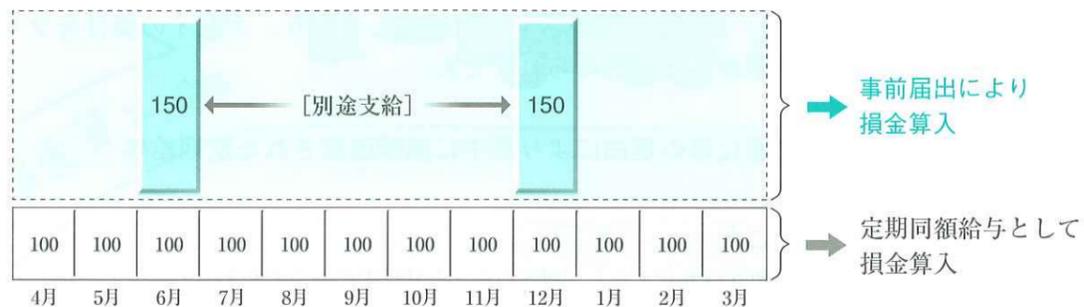
〔従来（平成18年3月31日以前に開始する事業年度まで）は〕

たとえ、役員への支給総額が決められた年俸額の範囲内であり、また、その金額が妥当な水準であったとしても、6月と12月の別途支給分（計300万円）は役員賞与として損金になりませんでした。



《平成18年4月1日以後開始の事業年度からは》

届出期限までに、所定の事項を記載した届出書（Q6参照）を所轄税務署長に提出することによって、別途支給分も原則として損金算入が認められます。



（事前届出の期限は）

Q 5 事前届出が必要な役員給与を支給する場合、その届出はいつまでにすればいいですか？

A 5 「その給与に係る職務の執行を開始する日」と「期首から3か月を経過する日」とのいずれか早い日（届出期限）までに届け出る必要があります。

〔事例〕

- ・ 3月決算法人の〔H19年4月～20年3月〕期
- ・ 200万円を事前確定届出給与とし、12月と翌年6月の賞与支給時期に各100万円支給する（別途、定期同額給与を支給）
- ・ 事前確定届出給与に係る職務執行の開始日は、株主総会の日（5月25日）とする



職務執行の開始日 → 平成19年5月25日

期首から3か月を経過する日 → 平成19年6月30日



届出期限は「平成19年5月25日」

（注）平成18年4月1日以後最初に開始する事業年度（3月決算であれば、〔H18.4.1～19.3.31〕期）の特例として、上記の「いずれか早い日」が平成18年6月30日以前の日となる場合は、届出期限は「平成18年6月30日」とされます。

